

【教育委員会臨時会】会議録

会 議 名	令和2年第4回教育委員会臨時会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和2年5月28日(木)		
開催時間	午後3時00分～午後3時16分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	定野 司 教育長	浅井 えり子 委員	河本 孝美 委員
	近藤 俊明 委員	小関 朝之 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	吉川 正 教育指導課長
	田巻 正義 学力定着推進課長	宮本 博之 学校運営部長	森田 剛 学校支援課長
	臺 富士夫 学校施設課長	半貫 陽子 学務課長	松野 美幸 子ども家庭部長
	菊地 崇 子ども政策課長	島田 裕司 子ども施設運営課長	川口 真澄 待機児対策室長
	上遠野 葉子 こども支援センターげんき所長	楠山 慶之 教育相談課長	大久保 慎也 生涯学習支援課長
	高橋 俊哉 スポーツ振興課長		
書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	脇本 達朗 教育政策担当係長	岡元 健生 教育政策担当係員
	肥高 浩二 管理係長		
欠 席 者	志村 昌孝 小中連携教育担当課長 五十嵐 隆 学校適正配置担当課長 古川 弘雄 子ども施設指導・支援担当課長 下河邊 純子 青少年課長 門藤 敦良 支援管理課長 土田 浩己 生涯学習振興公社局長 本岡 寛子 教育改革担当部長 田中 靖夫 学校改築担当部長 安部 嘉昭 子ども施設入園課長 櫻井 健 待機児ゼロ対策担当課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 ※コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和2年5月28日

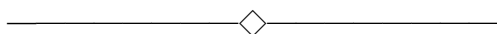
## 第4回足立区教育委員会臨時会

午後3時00分開会

○教育長 それでは、ただいまから本年第4回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員に近藤委員、小関委員をご指名いたしますので、よろしくお願いたします。

日程第1 第47号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1 第47号議案「足立区義務教育施設建設資金積立基金条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第47号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 お手元資料3ページ、第47号議案説明資料をご覧ください。

足立区義務教育施設建設資金積立基金条例について、教育ICT環境整備に係る内容を規定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、基金の設置目的に、『及び義務教育において情報通信技術を活用するための義務教育施設等の整備（以下「教育ICT環境整備」という。）』を加えます。また、基金の処分事由を、「義務教育施設建設資金」から「義務教育施設建設又は教育ICT環境整備の資金」に改めるものです。

施行年月日は公布の日からです。新旧対照表を4、5ページに付けてございますのでご覧いただければと思います。

私からは以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

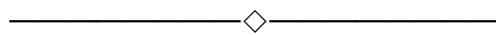
第47号議案についてご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第47号議案「足立区義務教育施設建設資金積立基金条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



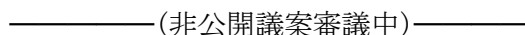
○教育長 次の日程第2 第48号議案から日程第6 第52号議案は、足立区教育委員会会議規則第14条第1項のただし書きによる、人事に関する事件その他の事件でありますので、非公開の会議としたいと思います。

お諮りいたします。第48号議案から第52号議案につきまして、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

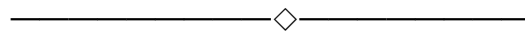
(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本議案につきましては、非公開とさせていただきます。傍聴人の方は、大変申し訳ございませんが、議場より退席をお願いいたします。

(傍聴人退席)



(傍聴人入室)



○教育長 よろしいですか。それでは、次に、日

程第7 第53号議案を議題とします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第7 第53号議案

【「足立区の公の施設等について新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため利用の特例を定める条例」に関する教育委員会の意見について】以上。

○教育長 第53号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 第53号議案です。説明資料7ページをお開きください。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

足立区の公の施設等については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設利用人数の制限及び施設利用時間の制限等を実施いたします。この条例の制定に当たりまして、区長部局から教育委員会に意見を求められておりますので、教育委員会といたしましては、異議はないという形で議案を提案させていただいているものでございます。

私からの説明は以上です。

ご審議をお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第53号議案についてご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

ないようですので、これより第53号議案【「足立区の公の施設等について新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため利用の特例を定める条例」に関する教育委員会の意見について】を採決いたします。

本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することいたします。

○教育長 その他に何かございますか。ないよう

です。以上をもちまして、本年第4回足立区教育委員会臨時会を閉会致します。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時16分閉会

令和 2 年 第 4 回  
足立区教育委員会臨時会

日 時 令和 2 年 5 月 2 8 日 木曜日 午後 3 時 0 0 分開議  
会 場 教育委員会室

1 議事日程		頁
日程第 1	第 4 7 号議案 足立区義務教育施設建設資金積立基金条例の一部を改正する 条例の送付について……………	2
日程第 2	第 4 8 号議案 調停の申立ての送付について……………	別冊
日程第 3	第 4 9 号議案 調停の申立ての送付について……………	別冊
日程第 4	第 5 0 号議案 調停の申立ての送付について……………	別冊
日程第 5	第 5 1 号議案 調停の申立ての送付について……………	別冊
日程第 6	第 5 2 号議案 調停の申立ての送付について……………	別冊
日程第 7	第 5 3 号議案 【追加】「足立区の公の施設等について新型コロナウイルス感 染症の感染拡大防止のため利用の特例を定める条例」に関する 教育委員会の意見について……………	6

#### 第 4 7 号議案

足立区義務教育施設建設資金積立基金条例の一部を改正する条例  
の送付について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 2 8 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区義務教育施設建設資金積立基金条例の一部を改正する条例  
足立区義務教育施設建設資金積立基金条例（平成 4 年足立区条例第 3  
3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

足立区義務教育施設建設等資金積立基金条例

第 1 条中「義務教育施設建設の」を「義務教育施設建設及び義務教育  
において情報通信技術を活用するための義務教育施設等の整備（以下  
「教育 I C T 環境整備」という。）の」に、「足立区義務教育施設建設  
資金積立基金」を「足立区義務教育施設建設等資金積立基金」に改める。

第 6 条中「義務教育施設建設資金」を「義務教育施設建設又は教育 I  
C T 環境整備の資金」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

足立区義務教育施設建設資金積立基金の処分の目的に教育 I C T 環境  
整備の資金を加えるほか、規定を整備する必要があるので、この条例案  
を提出いたします。

## 第 4 7 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 5 月 2 8 日

件 名	足立区義務教育施設建設資金積立基金条例の一部を改正する条例の送付について
所 管 部 課 名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>1 改正の理由 足立区義務教育施設建設資金積立基金条例について、教育 I C T 環境整備に係る内容を規定するため、本条例の一部を改正する。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 題名 条例の題名を「足立区義務教育施設建設等資金積立基金条例」に改正する。</p> <p>(2) 設置目的（第 1 条関係） 基金の設置目的に、『及び義務教育において情報通信技術を活用するための義務教育施設等の整備（以下「教育 I C T 環境整備」という。）』を加える。</p> <p>(3) 処分事由（第 6 条関係） 基金の処分事由を、「義務教育施設建設資金」から「義務教育施設建設又は教育 I C T 環境整備の資金」に改める。 ※詳細は、別紙「新旧対照表」のとおり。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	本議案を令和 2 年第 2 回足立区議会定例会に提出する。

足立区義務教育施設建設建設資金積立基金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

別紙

改正前	改正後
<p>○足立区義務教育施設建設建設資金積立基金条例 平成4年3月31日条例第33号</p>	<p>○足立区義務教育施設建設<u>等</u>資金積立基金条例 平成4年3月31日条例第33号</p>
<p>(設置)</p>	<p>(設置)</p>
<p>第1条 義務教育施設建設の資金に充てるため、足立区義務教育施設建設資金積立基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>第1条 義務教育施設建設<u>及び義務教育において情報通信技術を活用するための義務教育施設等の整備（以下「教育ICT環境整備」という。）</u>の資金に充てるため、足立区義務教育施設建設<u>等</u>資金積立基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>
<p>(積立)</p>	<p>(積立)</p>
<p>第2条 基金として積み立てる額は、足立区一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。</p>	<p>第2条 基金として積み立てる額は、足立区一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。</p>
<p>(管理)</p>	<p>(管理)</p>
<p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p>	<p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p>
<p>(運用益金の処理)</p>	<p>(運用益金の処理)</p>
<p>第4条 基金の運用から生ずる益金は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。</p>	<p>第4条 基金の運用から生ずる益金は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。</p>
<p>(繰替運用)</p>	<p>(繰替運用)</p>
<p>第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	<p>第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>
<p>(処分)</p>	<p>(処分)</p>
<p>第6条 区長は、必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を義務教育施設建設資金として処分することができる。</p>	<p>第6条 区長は、必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を義務教育施設建設<u>又は教育ICT環境整備の資金</u>として処分することができる。</p>



改正前

(委任)  
第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、区長が定める。

改正後

(委任)  
第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 第 5 3 号議案

「足立区の公の施設等について新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため利用の特例を定める条例」に関する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 2 8 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

「足立区の公の施設等について新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため利用の特例を定める条例」に関する教育委員会の意見について

足立区の公の施設等について新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため利用の特例を定める条例の制定にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

## 第 5 3 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 5 月 2 8 日

件 名	【追加】「足立区の公の施設等について新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため利用の特例を定める条例」に関する教育委員会の意見について
所 管 部 課 名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、下記条例の制定にあたり足立区長から意見を求められた。制定理由を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p>1 条例名 足立区の公の施設等について新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため利用の特例を定める条例</p> <p>2 制定理由 足立区の公の施設等について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設利用人数の制限及び施設利用時間の制限等を実施する。これに伴い、本条例を制定する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	議決後、足立区長へ回答する。

足立区の公の施設等について新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため利用の特例を定める条例（案）

足立区長及び足立区教育委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、規則又は教育委員会規則で定める公の施設その他区民が利用する施設について、当分の間、条例等に定める利用に関して特例を定めることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 足総総発第 9 5 2 号  
令和 2 年 5 月 2 7 日

足立区教育委員会  
教育長 定 野 司 様

足立区長  
近 藤 弥 生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

区長の専決処分により制定する下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 足立区の公の施設等について新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため利用の特例を定める条例